

沼津高専同窓会 小さな同窓会支援事業 実施要項

(クラス会・同期会・クラブ OB 会等支援事業)

目的

沼津高専同窓会正会員及び教員（現役及び退職（以下、会員といいます））が参加する小さな同窓会（クラス会・同期会・クラブ OB 会等）の実施に対して、支援金を支給することにより会員同士の交流活動の活性化を支援する。併せて、活動報告等をホームページ等に掲載（公開）することにより同窓会活動活性化等の波及効果並びに名簿クラウド登録数の増加を期待する。

支援要件

1. 10名以上の会員が参加のこと
2. 事前申請を原則とする。
3. 支援金を受ける活動の報告を同窓会のホームページ等で公表することに同意すること
4. 3. に伴い集合写真、感想文、参加者名簿（会員のみ）を提出すること
5. 同一団体への支援は当面の間、当該年度に1回限りとする。

支援金額（会員以外の参加は問わないが、支援人数には算入できません）

1. 参加会員 10名以上 1人につき1,000円

但し、支援は申請順とし当該年度の予算に達し次第受付を終了する。

申し込み方法

1. 申請書に必要事項を記入の上、メールにて同窓会事務局に開催7日以上前に提出する。
2. 支援の審査・承認は役員会が行います。
3. 承認を受けた団体は、行事開催後14日以内に指定の報告書を提出する。

支払方法

原則として、報告書を受け取った日から14日以内に提出書類の内容確認の上、現金で手渡すか報告書に記載された口座に振り込む。

※ 報告書から申請された内容が異なると判断された場合は返却を求める場合がある。

附 則

1. この要綱は平成27年5月15日から実施する。（平成31年8月1日最終改訂）
2. この要綱は令和6年4月1日から実施する。（令和6年4月1日改訂）

※名簿情報は、名簿クラウドのパスワード再発行や普及の為にのみ使用いたします。